

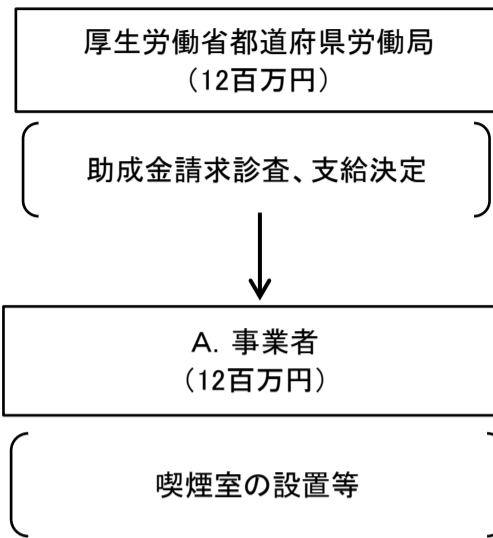
平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	受動喫煙防止対策助成金		担当部局庁	労働基準局安全衛生部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	事業開始年度：平成23年度		担当課室	労働衛生課環境改善室		亀澤 典子	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定		施策名	Ⅱ-2-2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号		関係する計画、通知等	第11次労働災害防止計画 新成長戦略(平成22年6月) 労働政策審議会建議(平成22年12月)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	本事業では、顧客が喫煙できることをサービスに含めている飲食店、宿泊業等の事業場は対策が遅れがちであることから、喫煙室の設置等の取組に助成し、対策の円滑な促進を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	旅館、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について、助成率1/4、上限200万円を助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。また、職場の受動喫煙防止対策について、法改正(予定)の内容に関する周知徹底を図るための説明会・指導等を実施する。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位：百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求
		補正予算					
		繰越し等					
		計			329	608	1,027
	執行額				12		
	執行率(%)				4.3		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (平成32年度)
	受動喫煙防止対策(全面禁煙又は空間分煙)を講じている事業場の割合	成果実績	%			70	100
		達成度	%			70	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	職場の受動喫煙防止対策に関する説明会を実施する都道府県労働局の割合	活動実績 (当初見込み)	%			94 (100)	— (100)
		活動実績 (当初見込み)	%			4.2 (90)	— (90)
単位当たりコスト	667,111(円/件)		算出根拠	助成金の支給額：12,008,000円 助成金支給実績：18件 12,008,000÷18=667,111(円)			
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	諸謝金	0.5	0	平成24年度限り			
	職員旅費	4	3	一部平成24年度限りによる減			
	委員等旅費	1.7	0	平成24年度限り			
	庁費	39	21	一部平成24年度限りによる減			
	事業費(補助金)	563	1003	助成率の変更(1/4→1/2)による増			
	計	608	1027				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	受動喫煙による健康への影響は明らかとなっている中、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成19年の時点で46%であり、特に規模の小さい事業場や顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供する業種では対応が遅れている。また、新成長戦略において2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	平成22年12月の労働政策審議会建議において、国は事業者を支援するため、顧客が喫煙する飲食店、ホテル・旅館に対して、喫煙室設置に係る財政的支援を行うべきであるとされ、これに基づいて国が行っている事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)に対応する事業者を支援することを目的として開始されたものであるが、現在、法案が国会で審議中であり受動喫煙防止措置は事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、事業開始初年度で、かつ、昨年10月からの開始であり、本事業が主に対象とする中小企業に対して、事業の認知度が十分でなかった点や、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係している。
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	助成金の支給にあたっては、当該関係工事着工前及び工事終了後の二度、書面による審査を実施し、受動喫煙防止措置に係る費用のみを対象に助成している。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して指導及び支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	受動喫煙防止対策に取り組む事業者(一定業種の中小企業事業者に限定)への支援のための助成金のほか、助成金支給に係る審査業務のための経費、受動喫煙防止対策の周知・徹底を図るための説明会など、事業の目的の達成に必要な用途のみに限定されている。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本事業は、顧客が喫煙することにより労働者の受動喫煙対策が遅れがちな飲食店、旅館等を経営する中小企業事業主に限定して助成を行うものであり、助成金の支給までに、有効な措置のみに助成していることから、実効性としては高いと考えている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	平成19年の労働者健康状況調査では、全面禁煙又は空間分煙を実施している事業場の割合は46%、平成24年3月のインターネット調査における同指標は70%であった。両者は調査の規模や方法が違うため一概に比較はできないが、事業場全体としての取組は進んでいるものと推定できる。 また、新成長戦略において2020年までの目標として「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられている。
	×	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	本事業は、事業場における全面禁煙や空間分煙等の受動喫煙防止措置の義務化(関係法令改正)に対応する事業者を技術的に支援することを目的として開始されたものであるが、現在、法案が国会で審議中であり受動喫煙防止措置は事業場の義務となっていないことが、制度の活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。 加えて、事業開始初年度で、かつ、昨年10月からの開始であり、本事業が主に対象とする中小企業に対して、事業の認知度が十分でなかった点や、受動喫煙の健康への影響について、各事業場において対策が必要との判断に至るまでには浸透していない点等も関係している。
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	—
	—	※類似事業名とその所管部局・府省名	
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	本事業では、受動喫煙防止措置について要件を設け、審査によりそれに合致した措置のみを助成対象としていることから、助成した事業場における受動喫煙防止措置として十分活用されている。	
点検結果	労働安全衛生法一部改正法案(平成23年12月国会提出。継続審議中。)が成立すれば、事業場において受動喫煙防止対策への対応が必要となるため、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、制度の活用を促すことにより、経済的理由により対応が難しい事業場での対策を支援し、その推進を図る必要がある。 助成率が1/4と比較的低く事業者負担が大きいことが、事業者の制度活用及び対策の着手への寄与に繋がらないという指摘もあることから、助成率や助成対象等、制度の改善について検討する必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	受動喫煙の防止を図るための事業であり、本事業の必要性の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき(必要な予算措置に努めること)。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			

関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	0090

※平成23年度実績を記入



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロックごとに最大の  
 金額が支出されている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A.A社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
受動喫煙防止 対策助成金	助成金支給経費	2.0			
計		2.0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	喫煙室の設置等	2.0		
2	B社	喫煙室の設置等	1.5		
3	C社	喫煙室の設置等	1.1		
4	D社	喫煙室の設置等	1.0		
5	E社	喫煙室の設置等	0.7		
6	F社	喫煙室の設置等	0.7		
7	G社	喫煙室の設置等	0.7		
8	H社	喫煙室の設置等	0.6		
9	I社	喫煙室の設置等	0.6		
10	J社	喫煙室の設置等	0.6		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					